

千葉市教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する方針

1 趣旨

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条に基づく「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」の趣旨を踏まえ規定した千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4（昭和39年千葉市条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）及び千葉市教育委員会職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成元年千葉市教育委員会規則第10号。以下「教育委員会勤務時間規則」という。）第3条の2第3項の規定に基づき、業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について方針を定める。

2 教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に行わざるを得ない業務の範囲

教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に行わざるを得ない業務の範囲は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) いじめや学級崩壊等児童生徒の指導上の重大事案が発生した場合
- (2) 重大な学校事故等が生じて緊急に対応する場合
- (3) 当日中に対処が必要な保護者対応する場合
- (4) 学校運営上不可欠な地域対応する場合
- (5) これらに準じる業務であって、緊急に処理することを要する場合

3 大規模災害等への対処

特例業務(大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものとして、教育委員会が認めるものをいう。以下この項において同じ。)に従事する職員に対し、教育委員会勤務時間規則第3条の2第1項及び第2項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、これらの項(当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。教育委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、これらの項に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として教育委員会が定める場合も、同様とする。

4 在校等時間の把握

教育職員の在校等時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の規定に基づく指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）は、出退勤システムにより客観的に日々計測するものとする。また、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測することとする。当該計測の結果は、5年間、公文書としてその管理及び保存を適切に行うものとする。

5 労働基準法等の遵守

休憩時間や休日の確保等に関しては、労働基準法や勤務時間条例等の関係法令を遵守するものとする。

6 教育職員の健康及び福祉の確保

教育委員会は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に対する医師による面接指導の実施
- (2) 終業から始業まで一定時間以上の継続した休息時間の確保
- (3) 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じた健康診断の実施
- (4) 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めたその取得の促進
- (5) 心身の健康問題についての相談窓口の設置
- (6) 必要に応じた産業医等による助言・指導の実施、又は教育職員に対する産業医等による保健指導の実施

7 計画及び取組状況の把握

教育委員会は、教育委員会勤務時間規則及び本方針を踏まえ、平成31年1月に策定した「学校における働き方改革プラン」を改訂し、当該計画に基づく各学校等における取組の実施状況を定期的に把握することとする。また、把握した状況を踏まえ、適宜同プランを見直すとともに、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施するものとする。特に、教育職員の在校等時間が教育委員会勤務時間規則に定める上限時間の範囲を超えた場合には、各学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

8 方針等の周知

教育委員会は、教育委員会勤務時間規則及び本方針並びに学校における働き方改革に関する具体的な実行計画の内容については、保護者及び市民その他の関係者の理解が得られるよう広く周知を行うものとする。

9 上限時間に係る留意事項

- (1) 校長等の管理職及び教育職員並びに教育委員会等の関係者は、本方針が、教育職員が 上限時間まで業務を行うことを推奨するものと解してはならない。
- (2) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならない。
- (3) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。

10 補足

この方針に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この方針は、令和2年4月1日から施行する。